

平成23年度 第3回 四国地方整備局事業評価監視委員会
の開催結果（速報）

1. 日時：平成23年10月31日（月） 13：40～16：40
2. 会場：高松サンポート合同庁舎 13階会議室
3. 出席者
委員：矢田部委員長、高塚委員、土井委員、中野委員、三木委員、
渡邊委員
四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、
河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、他
4. 議事内容
 - ・再評価審議
 - 1) 仁淀川直轄河川改修事業
 - 2) 四万十川直轄河川改修事業
 - 3) 重信川直轄河川改修事業
 - 4) 肱川土地利用一体型水防災事業（大和（上老松））
 - 5) 撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業
 - 6) 四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東
 - 7) 四国横断自動車道 阿南四万十線 須崎新荘～窪川
 - 8) 一般国道56号 中村宿毛道路
 - 9) 一般国道56号 宇和島道路
 - 10) 一般国道33号 高知西バイパス
5. 審議結果
 - ・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - 1) 仁淀川直轄河川改修事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 2) 四万十川直轄河川改修事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 3) 重信川直轄河川改修事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 4) 肱川土地利用一体型水防災事業（大和（上老松））
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - 5) 撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

- 6) 四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 7) 四国横断自動車道 阿南四万十線 須崎新荘～窪川
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 8) 一般国道56号 中村宿毛道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 9) 一般国道56号 宇和島道路
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
- 10) 一般国道33号 高知西バイパス
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

6. 主な意見

- ・河川改修事業においては、ハード整備のみならず、ソフト対策の取り組みについてもしっかりと説明すべきである。
- ・道路事業の整備による産業や観光への効果について定量化に努めるべきである。